

令和6年度国土交通省税制改正要望

I. 豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり

都市の魅力の向上と活力ある地域づくり

- まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設
＜緑地の所有者＞
【所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税】
国指定法人に対して土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から 2,000 万円を特別控除
＜国指定法人＞
【登録免許税、印紙税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税】 非課税
さらに、地方公共団体による緑地の買入れ等に対して、都市計画税を充当する(使途拡充等)

- 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の2年間延長
【固定資産税・都市計画税】
 - ①民地のオープンスペース化に係る課税の特例
オープンスペース化した土地(広場、通路等)及びその上に設置された償却資産(ベンチ、芝生等)の課税標準を5年間1/2に軽減
 - ②建物低層部のオープン化に係る課税の特例
低層部の階を改修し、オープン化した家屋(カフェ、休憩所等)の課税標準を5年間1/2に軽減

住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- 省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の2年間延長
認定低炭素住宅に係る特例措置
・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、
所有権移転登記(一般住宅 0.3%→0.1%)

II. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管
 - 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長(所得税・法人税等)
 - 低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)

2. 他省庁主管
 - 特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長(所得税・法人税等)